

関西医科大学研究者倫理規範

Kansai Medical University Policy Concerning the Maintenance of High Ethical Standards in Research and Other Scholarly Activities

(目的)

第1条 関西医科大学は大学院医学研究科の理念に基づき、医学研究の世界的研究拠点を形成し、生命現象の真理を探究して世界的水準となる医学研究成果を創出するとともに、国際的視野に立って独創的な研究活動を行い、後進を指導する能力を持つ人間性豊かで広い学識を併せもつ優れた医学研究者を育成することを目標としている。そのため本学に所属する研究者には、基礎医学・社会医学・臨床医学の研究成果が社会に及ぼす多大な影響と責任とを自覚した高い研究者倫理が求められる。本規範は、本学における健全な研究環境の確保と医学研究の信頼性並びに公正性の保持とを目的とし、研究に携わるすべての者が守るべき倫理指針を示す。

(定義)

第2条 本規範における「研究」は、研究計画の申請、実施、成果の発表、成果の審査に関わるすべての行為と結果を含む。

2 研究者倫理規範とは、研究に関わる捏造 (fabrication)、改竄 (falsification)、盗用 (plagiarism) など、社会規範から逸脱した行為 (misconduct) を防止し、研究に際して社会的模範となるような行動の規範をさす。

(事前審査)

第3条 研究内容に応じ、以下の各号のように必要な事前審査を受けなければならない。

- (1) 人を被験者とする医学研究や各種の倫理指針の対象となる研究プロジェクトを実施する場合は、事前に医学倫理委員会又は医学倫理委員会小委員会(以下「医学倫理委員会等」という。)の審査を受ける。
- (2) 動物実験を含む研究プロジェクトを実施する場合は、事前に動物実験委員会の審査を受ける。
- (3) 遺伝子組換え実験を含む研究プロジェクトを実施する場合は、事前に遺伝子組換え実験安全委員会の審査を受ける。

(研究助成金)

第4条 科学研究費補助金などの研究助成金の申請および運用にあたり、以下の各号に留意しなければならない。

- (1) 研究の実態とかけ離れた誇大な成果ないしその見込みを掲げて、審査員を欺く研究計

画を申請してはならない。

(2) 論文数や論文内容など、申請書類に記載する研究業績に偽造や捏造を加えてはならない。

(3) 助成金の執行に際しては、「補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律」、「科学研究費補助金取扱規程」などの関連する諸規定を遵守し、申請した研究計画から逸脱した目的に流用してはならない。

(受託研究等)

第5条 受託研究、共同研究は大学における所定の手続き(契約等)を経て実施しなければならない。

2 受託研究、共同研究の実施にあたっては、委託者、共同研究者との利害関係が相反する事態の発生を回避するよう努める。

3 受託者、共同研究者として知りえた職務上の秘密について守秘義務を負う。

(実験の安全管理)

第6条 実験での機器、装置、薬品等の使用に際し、関係する取扱要項、学内諸規定集を遵守し、自らの健康と安全とを確保すると共に、被指導者の安全管理教育に努める。

2 実験の過程で生じた廃液、廃材等は、廃棄物等処理規程に準じて適切な処理を行う。

3 総合研究施設、実験動物飼育共同施設、アイソトープ実験施設、ガンマ線照射施設等の利用に際しては、各施設の諸規定と関連する法令とを遵守する。

(実験データの取り扱い)

第7条 存在しない実験データを作成する捏造、実験データを都合よく加工・変造する改竄、他者の研究成果や実験データを適切な引用なしで使用する盗用を行ってはならない。

2 実験データ、実験情報等は適切に管理し、紛失、遺漏、改竄等を防ぐ処置を講じる。

3 研究成果の発表の基礎とした実験データ、情報、資料等は、研究成果の検証に備えて適切な期間保存する。

4 被験者の個人情報、医学倫理委員会等の指示を遵守し、匿名化を含む厳重な管理と守秘とを徹底する。

(研究成果発表)

第8条 研究成果の発表に際しては、以下の各号を厳守する。

(1) 捏造、改竄ないし盗用したデータを用いてはならない。

(2) 守秘すべき個人情報等を公開してはならない。

(3) 研究成果の実態とかけ離れた誇大な表現や都合の良い誤解を導く表現を用いて発表し

てはならない。

- (4) 先行研究を精査して当該研究に寄与した先行研究は適切に引用する。新規性の偽証をしてはならない。
- (5) 同一の研究成果を報告した原著論文を複数の学術雑誌に投稿してはならない。
- (6) 原著論文の筆頭著者は、その研究を実際に実施した者とし、研究結果に対して責任と説明義務とを負う。学術会議等での発表者もこれに準ずる。
- (7) 原著論文の共著者、学術会議等の共同発表者は、その研究に寄与した者とし、研究結果に対して責任と説明義務とを共有する。
- (8) 研究成果の利用にあたっては、共同研究者、論文の共著者、共同発表者の権利を尊重し、文書に明示された同意を得て行う。
- (9) マスメディアに研究成果を発表する際には、明確な研究成果に基づいて、適切な手続きを経て行う。

(研究の審査)

- 第9条 学内外の助成金・研究補助金等の申請書の審査、学会発表や学術雑誌の投稿論文の審査・査読にあたる場合は、評価基準、審査綱領等に従って公正で公平な審査を行う。
- 2 他者の業績評価や審査によって知りえた情報の不正利用や漏洩をしてはならない。

(懲罰)

- 第10条 関西医科大学に所属する研究者が研究に関して不正行為を行った場合(疑いを含む。)、調査をした上で懲罰を科すことがある。

平成18年6月27日制定